

高知県生活衛生関係営業省エネルギー設備投資支援事業費補助金交付要綱（新旧対照表）

新	旧
高知県生活衛生関係営業省エネルギー設備投資支援事業費補助金交付要綱	高知県生活衛生関係営業省エネルギー設備投資支援事業費補助金交付要綱
第 1 条～第 8 条 （略）	第 1 条～第 8 条 （略）
（実績報告等）	（実績報告等）
第 9 条 補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは中止又は廃止の承認を受けた日から起算して 30 日を経過した日又は補助事業の完了の日が属する年度の <u>2 月 29 日</u> のいずれか早い日までに、別記第 4 号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。	第 9 条 補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは中止又は廃止の承認を受けた日から起算して 30 日を経過した日又は補助事業の完了の日が属する年度の 1 月 31 日のいずれか早い日までに、別記第 4 号様式による実績報告書を知事に提出しなければならない。
第 10 条～第 17 条（略）	第 10 条～第 17 条（略）
附 則	附 則
1 この要綱は、令和 5 年 7 月 24 日から施行する。	1 この要綱は、令和 5 年 7 月 24 日から施行する。
2 この要綱は、令和 6 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 7 条第 5 号及び第 6 号、第 11 条、第 12 条並びに第 16 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。	2 この要綱は、令和 6 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 7 条第 5 号及び第 6 号、第 11 条、第 12 条並びに第 16 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。
附 則	附 則
この要綱は、令和 5 年 9 月 8 日から施行する。	この要綱は、令和 5 年 9 月 8 日から施行する。
<u>附 則</u>	
<u>この要綱は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。</u>	